

検査の一部省略に関する特約条項

甲及び乙は、検査の一部省略に関し、次の特約条項を定める。

第1条 本契約納入物品のうち、「予決令第101条の5」及び「契約事務取扱規則第22条」を適用できるものについては、数量以外の検査を省略するものとする。

第2条 乙は、検査省略のための保証として、物品納入に際し、品質保証書を提出するものとする。

第3条 乙は、納入した契約物品につき、保証期間内に破損、変質、性能低下その他不具合が発見された場合は、甲の指示に従い無償にて取替え、補修その他必要な措置を講ずるものとする。

第4条 保証期間は、納入後12か月間とする。ただし、仕様書に保証期間を指定する場合は、その期間とする。